

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青淵学園（以下「法人」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給される役員に対しては、報酬等は支給しない。
ただし、理事会等に出席した場合は、非常勤の役員に準じて報酬を支給する。
- 3 常勤の役員は、本人の申し立てにより無報酬とすることができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支払いの方法・支給日は、次の各号による。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が休日の場合は法人の給与規程に準じて支給する）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内

- 2 報酬等は、各役員が指定する本人名義の銀行口座へ、法令に基づいて控除すべき金額を除いた上で、振り込むものとする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、翌月25日に支給する。支給日が休日の場合は第1項第1号による。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000円
理事	月額 600,000円
監事	月額 600,000円

別評第2（常勤の役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1ヶ月
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月

別表第3（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×300%（係数）

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

区分	日額
理事会等への出席	20,631円
上記の他、法人・学校業務のための出勤	20,631円

（2）監事

区分	日額
監事監査等への出席	20,631円
理事会、評議員会等会議への出席	20,631円
上記の他、法人・学校業務のための出勤	20,631円